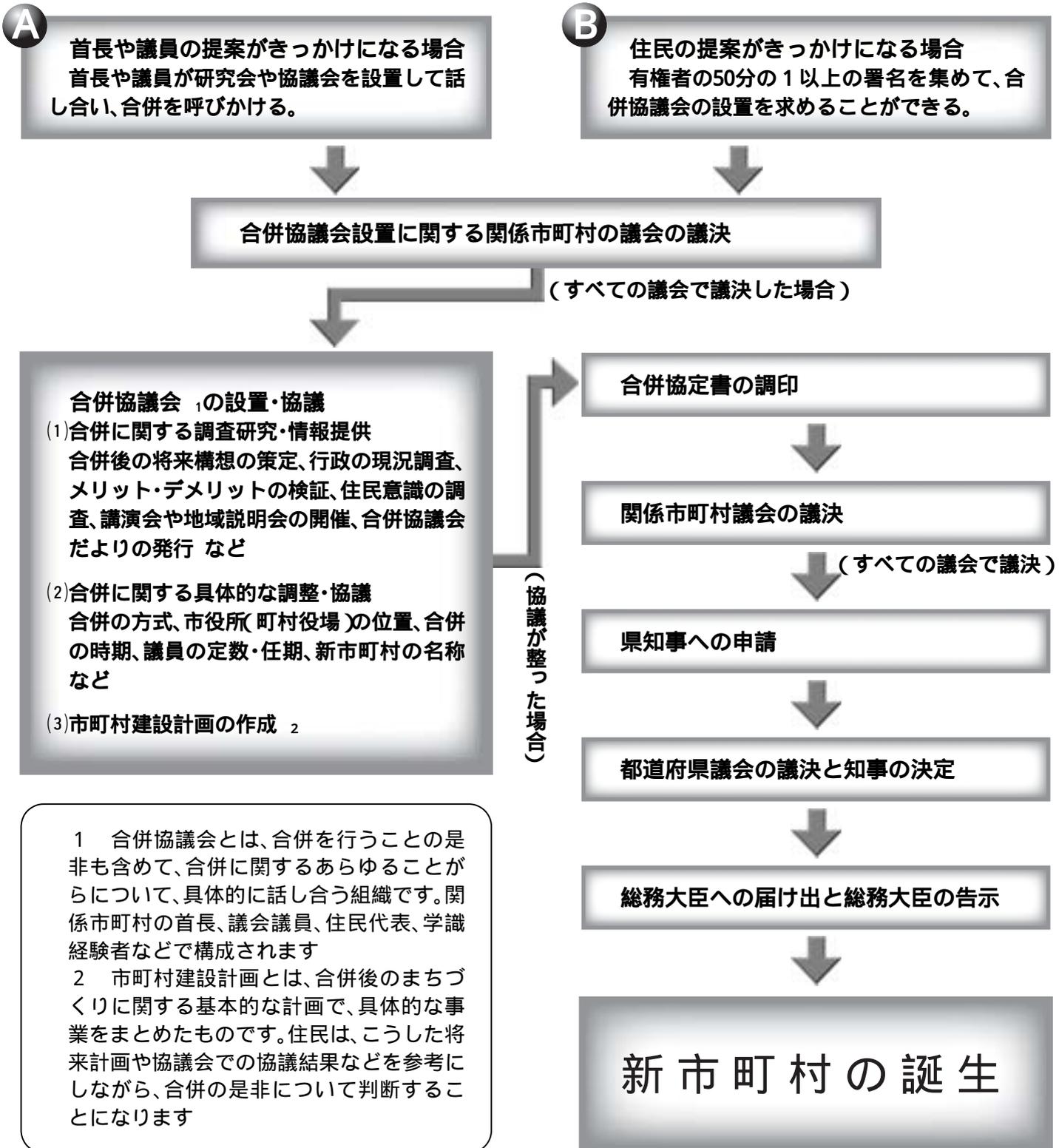


# 市町村の合併はこのように決まります

市町村合併は一般的に次のような手順により、住民の意見を聴きながら、慎重に進められます。



1 合併協議会とは、合併を行うことの是非も含めて、合併に関するあらゆることについて、具体的に話し合う組織です。関係市町村の首長、議会議員、住民代表、学識経験者などで構成されます

2 市町村建設計画とは、合併後のまちづくりに関する基本的な計画で、具体的な事業をまとめたものです。住民は、こうした将来計画や協議会での協議結果などを参考にしながら、合併の是非について判断することになります

# 市町村合併を考える シリーズ

## 合併特例法による特例措置

### 住民発議制度

合併をしようとする市町村は合併の是非を含め、合併に関する協議を行うために議会の議決を経て合併協議会を設置しますが、住民も、有権者の50分の1以上の署名をもって市町村長に対して合併協議会設置の請求を行うことができます。

また、すべての関係市町村で同一内容の請求があった場

合、関係市町村長は合併協議

会設置について、議会に意見を付して付議しなければなりません。そして議会が合併協議会設置が否決された場合、有権者の6分の1以上の署名をもって、合併協議会設置について住民投票をするよう請求することができます。この住民投票で過半数の賛成があると、議会の議決があったものとみなされます。

## 自主的な市町村合併を 国と県で支援します!!

### ●国の支援

市町村合併を推進するため、「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）を制定しています。そしてこの法律により、合併した市町村が新しいまちづくりを進められるよう、さまざまな特例措置を設けています。（詳細は右に記載）

### ●埼玉県の支援

市町村合併を全庁的に支援するため、「市町村合併支援推進会議」を設置し、パンフレットを作成したり、シンポジウムを開催しています。また、具体的な合併に関する調査研究も進めています。

さらに合併協議を行っている地域に助言や情報提供をしたり、県職員を派遣しています。財政的には、協議に必要な経費の一部を県で支援しています。

### 地方交付税の特例

合併すると経費の節約が可能になることから、国から交付される地方交付税は合併前に比べて少なくなります。ただし合併初期は経費の節約が難しいことから、緩和措置として、合併後10年間は合併しなかったと仮定した場合の総額が交付され、その後5年間で段階的に縮減されます。

### 地方債の特例

合併後の新しいまちづくりにかかる、公共施設の整備・充実、ハード事業や、住民の連帯の強化・地域振興を図るソフト事業（ために必要な経費について、合併後10年間に限り、特例として地方債（借入金）を財源とすることができます。そしてその借入金の返済の一部（おおむね事業費全体の3分の2）を地方交付税によって国が肩代わりするという制度です。

その他、議員の定数や任期など、

合併を推進するためのいろいろな特例措置が設けられています。これらの特例措置は平成17年3月

未までに合併した市町村に適用されることになっています

市町村合併シリーズ第2弾では、合併の一般的なメリット・デメリット、合併の手順、合併の特例措置などについてお知らせしました。シリーズ最終回の4月10日号では、狭山市と近隣市町村はこのようにつながっているか、県が示した合併パターンの内容、合併に対する市の取り組みをお知らせします。

なお、市町村合併に関する庁内研究会ではさまざまな視点で検討をしており、その結果は市民の皆さんにもお知らせしていく予定です。

しかし、市町村合併は市民の皆さんに直接関わってくる問題であり、一人ひとりが考え、話し合っ て意見を出し合いながら進めていく必要があります。ぜひ、市町村合併に関する市民皆さんのご意見をお寄せください。

問い合わせ企画課へ内線7

1322・E mail:

kikaku@city.sayama.saitama.jp